

(事業計画)
第二十七条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(収支予算)
第二十八条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(財産目録等)

第二十九条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。(事業報告書)

第三十条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。(買取の対象)

第三十一条 事業団が買収することができる採掘権は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 その採掘権の上に租鉱権が設定されていないこと。
二 その売渡の申込の日前六月以内にその採掘権の鉱区において事業が休止されたことがないこと。
三 その採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭鉱

業合理化基本計画に定める事業團が買収する採掘権の基準に適合すること。

第三十二条 事業團が買収することができる採掘権の鉱業施設は、事業團が買収する採掘権に係るものでなければならない。

2 事業團が買収することができる採掘権の鉱区に設定された租鉱権は、事業團が買収する採掘権に係るものでなければならない。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第三十三条 事業團は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務にその買収の日前三月以上引き続き従事していいた鉱山労働者であつて、その買収の日以後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務により消滅する。

(賃金債務の代位弁済)

第三十四条 事業團は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるらず、その買収した採掘権の鉱区又はその買取

く。の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来しているものを、その採掘権者又は租鉱権者に代つて弁済することができる。

第三十五条 事業團は、その買収した採掘権の鉱区に關する鉱害の賠償に要する費用にあつてため、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(鉱害賠償のための積立金)

第三十六条 採掘権者又は租鉱権者は、事業團の業務に必要な費用にあつてため、毎年事業團に納付金を納付しなければならない。

(納付金)

第三十七条 事業團は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(資金の借入)

第三十八条 事業團は、第三十六条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制徵收)

第三十九条 事業團は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対する督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

(資料の提出の請求)

第四十条 事業團は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行ふため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十一条 事業團は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行ふため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求める場合は、この限りでない。

(鉱業法の適用除外)

第四十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十二条(事業着手の義務)の規定は、事業團については、適用しない。

(裁定)

第四十三条 採掘権者又は租鉱権者が事業團に対し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の充満の申込をした場合において、その採掘権の鉱区又はその鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に開

業審議会の意見をきかなければならぬ。

6 通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(資料の提出の請求)

第三十九条 前条第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては、特별区。以下同じ)は、事業團の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合は、事業團は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業團は、地方税の

滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3 前二項の規定による徵収金の先に次ぎ、他の公課に先づものとし、その時効については、地方税率による。

4 前二項の規定による徵収金の額の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十一条 事業團は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行ふため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十二条(事業着手の義務)の規定は、事業團については、適用しない。

(裁定)

第四十三条 採掘権者又は租鉱権者が事業團に対し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の充満の申込をした場合において、その採掘権の鉱区又はその鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に開

りますので、合理化による生産費の低下に応じて毎年通商産業大臣は石炭鉱業審議会の意見を聞き、標準炭価を決定公表いたします。そしてもし石炭の販売価格が、この標準炭価を著しく越える場合には、その引き下げを勧告することにより炭価の合理的引き下げをはかる措置を講ずることといたしました。なおはなはだしい不況に悩んでいる石炭鉱業の現況にかんがみ、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しましては、通商産業大臣の指示により生産数量及び販売価格の制限に開する共同行為を実施し得るように独占禁止法の例外措置を認めることいたしました。

第六章は、石炭鉱業審議会についての規定であります。通商産業省に石炭鉱業審議会を設置し、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきましては、これに諮問することいたしました。

以上のはかに第七章に、この法律実施上の補完規定とも申すべき雑則を、第八章にこの法律の違反行為に対する罰則をそれぞれ規定いたしております。

なお、本法はその目的にかんがみ、現在計画されている石炭鉱業の合理化が達成せられる五年後に廃止いたす所存であります。が、事業団につきましては、その保有する鉱区に関する鉱業賠償の処理に相当の期間を要しますので、その処理の終了するまで存続せしめうるよう別に本法の廃止法を定めることといたしました。

この法案の構成につきまして御説明申し上げた次第であります。

政府といたしましては、申すまでもなく一切の偏見を排し、公正無私の立場において考慮した結果、この法案こそ現在のわが石炭鉱業及び産業界の実態に即し、その健全なる発展をはかるため最も適切の策なりと信じて御審議をお願う次第であります。何とぞ各位におかれましても、政府の意の存するところを了とせられ、御協賛を賜わらんことを切に希望してやまない次第であります。

○田中委員長 引き続き本案について質疑に入ります。念のため委員諸君に申し上げますが、本日政府委員及び政府説明員として、経審より長官高崎達之助君、政務次官田中龍夫君、調整部長松尾金蔵君、大蔵省より主計局長森永貞一郎君、銀行局長河野通一君、通産省より大臣石橋謙山君、官房長岸武照彦君、石炭局長齋藤正年君、鉱山局長川上爲治君、労働省より大臣西田隆男君、政務次官高瀬傳君、職業安定局長江下孝君、自治局より長官川島正次郎君、以上の諸君が出席をせられる予定であります。

質疑の通告がありますので順次これを許します。大橋武夫君。

○大橋(武)委員 私は最初に通商産業大臣にお伺いいたしたいと思うのですが、ことは、石炭界にとりまして非常に大きな問題でありますばかりでなく、特にわが国の産業全体にとりましても非常に重大な問題であると存するのであります。従いまして政府がこの法案において意図しておられまする石炭鉱業

かということにつきましては、単に経営者諸君の協力を必要といたしますばかりでなく、関係労働者諸君の協力もまたどうしても得なければならない、かのように存するわけなのでござります。そこで第一にこの石炭総業合理化措置を推進せられるに当りまして、今まで関係労働者諸君に対しまして、政府はいかなる協力を要請せられておられますか、この点を第一にお伺いいたしたいと存じます。

○石橋國務大臣 御説の通りこの法案を執行するためには、特に企業者及び労務者の協力が必要であります。従つてそれぞれの向きについて、事務的には石炭局から労働組合等にも話を通じております。ただ完全にその賛成を得るというところまではいつておらないことは現在遺憾であります、なほ今後努力して参れば、私がただいま申し上げましたように、実はほかに非常な名案というものがあるとも思ひません。必ず労働組合等の協力を得られるものと信じております。

○大橋(武)委員 今まで関係労働組合に対して政府が協力を要請せられるに当つてとられました具体的な措置は一体どういふふうなものでございましたか。政府委員からでもよろしくうございます。

○齋藤(正)政府委員 御存じのよう

に、炭鉱の労働組合には全国に二つの組織がございまして、俗に炭労及び全石炭と申しております。その中央の組合の幹部と数回にわたりまして、この法案の説明並びに協力の要請方の話しあいをいたしました。今大臣からお答えいたしましたように、どうも全面的

いという態度でございました。なお両派の社会党の方々にも数回御説明をいたしました。その際にもあらためて組合の関係の方も入って、なお説明あるいは相談をいたしましたけれども、やはり最終的にはこの法案に賛成であるという返事は得られなかつた次第でござります。

○大槻(武)委員 どういう点において反対である、ないしどういう点に賛成ができないということになつておりますか。その反対をしておられまする衆項及びに理由について伺いたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 これは両組合で若干差はございますが、主要な点は一致しております。第一点はこの法案の基礎になつております石炭の需要の関係でございますが、政府の見積っておりますよりも、もつと需要を拡大することができるようあります。これが可能であるならば、人員はこの法案に考へてあるよりもっと離職者と申しますか、失職者と申しますか、そういうものを減らし得るのではないか、こういう点が第一点。

それから第二点といったしまして、この法案で合理化を進めると、当然離職者が出てくるわけでありますが、その離職者に対する就労対策と申しますか、むしろ転職対策と申しますか、そういうものが非常に不十分であるといふ点、この二点が一番根本的な点でございます。なおそのほかに問題になりました点は、この法案の附帯資料では一応賃金ベースは現在のベースをそのままえ質くということになつておりますが、その点について、現在の炭鉱労働者の賃金はほかの産業に比べて十

それからこの法案では、未払い賃金の代位弁済をすることになつておりますが、その未払い賃金の中には、当然退職金は含まれないわけでございます。が、退職金も含めてそういう措置をとるべきではないか、技術的な点になりますと、そういう点でございます。なおこの法案に関連いたしまして提出されておりまます重油ボイラの設置の制限等に關する臨時措置に関する法律案につきまして、もう少し制限を強化いたしますならば、もう少し石炭の需要をふやし得るのではないかという意味におきまして、その面でもう少し政府原案は強くして、特になお輸入炭規制の制限ももう少し強化して、需要拡大にもつと力を入れるべきではないかと、いうことが問題になつたのでござります。大体おもなことはそのような点でござります。

○田中委員長 大橋さんに申し上げますが、労働大臣は本会議で緊急質問があるそうですから、大臣の質問の方をなるべく早くお願いできれば幸甚だと思います。

○大橋(武)委員 本会議が済んだらまたこつちへ来られますか。

○田中委員長 もちろん出席を求めます。

しょうか。すなはち組合の諸君においでは、石炭需要を政府の見積りよりももつとふやして見積るべきではないか、従つて整理人員をもつと減らすことが可能ではないか、こういう主張をしておられるそうでありますから、についての政府のお考えはどういうお尋ねでございましょうか。

次に離職者の就労対策ということが問題になつてゐるようございまが、この法案の措置によりまして、どの程度の離職者を政府は見込んでおられますか。またその離職者に対しまつてどういうふうな就労対策をお考えになつてゐるのですか、これ伺いたいと思います。

のと特別に区別いたしまして、すでに今年五月の閣議決定で、失業対策といふのではなくて職域転換対策といふふうな意味で、計画的に、今大臣から御説明いたしましたような事業に就労するということをきめまして、労働省の方で計画をしているわけでございまして。それから一般の分につきましては、これは従来通り当該対策事業であります。

きじやないかといふ点が問題になつてゐるそうですございまが、これに対する政府の御見解並びに組合側の見解を承りたいと思います。

○齋藤正^{シズオカマサ} 政府委員 お答えいたしま

す。賃金の問題は、御存じのように政府がきめるのではございませんで、労使間の団体交渉によつてきまる問題でございまして、この法律はそれについ

であります。そういうふうに考えてい
るのでございますが、組合側の方の考
え方は、ほかの国におきましては炭坑
夫の賃金が他の産業よりもむしろ高い
のが現状であり、それに対して日本の
現状はまだその程度になつておらな
い、従つてもう少し他の外国並みにほ
かの産業と較差をつけとこるまで賃
金を引き上げて計算すべきではないか

要をふやすということは希望でありますので、頑力努めなければならぬのであります。たとえば電力の関係にしましては、豊水渴水の問題がありますが、これもあまり楽観的に—樂觀といいましても、現在は御承知のようにしばらく間に、豊水が続いておるのであります。またそれがいつまた渴水がくるかむろんわからぬので、渴水がくるものとして計算することも危険であります。またそのほか石炭の新しい需要、あるいはガス、あるいは石炭化学というようなものにも需要を起すよう努めてはおりましたが、しかしこれもいろいろ技術上の制約その他がありますので、急激にその方面に新しい需要をふやすといふこともなかなか困難な仕事でございま

の中にも、この離職者数はございま
す。三十年度において大体四千七百、
三十一年度が一万四千二百、三十二年
度が八千三百、そういう計算をいたし
ております。そのうちで対策を要する
ものという見込みが三十年度において
四千二百三十、三十一年度において一
万五千三百三十、三十二年度において
一万六千八百三十六、かような計算を
いたしております。それからこれの吸
収、転職の計画は、三十年度の吸収計
画としましてはやはりこの資料にござ
いますが、四千三百、所要事業費が七
億四千四百万円、かような計算をして
いるわけであります。

すとか、あるいはその他の一般の失業対策に関する各種の事業に吸収するといふことになつてゐるのでございますが、その最初の計画の事業につきましては、これは政府の方といたしましては十分この政府の措置によつて離職し、またその離職した者のうち就職を希望する者につきましては、十分これで吸収ができると思ってゐるわけでございまが、その点について組合側は若干の不安を持つてゐるかと思ひます。それから一般の離職者につきましては、従来の方法で措置するわけですが、さいますが、それにつきまして従来の措置ではどうも運用に十分でないところがあるという点で不満である。それからもう一つは政府関係の公共事業の場合には、炭鉱の平均賃金に比べまして若干收入が下るような場合がどうしても出て参りますが、そういう点で不満であるといふ、大体事業の施行につきまして実施上完全に吸収ができない

て何らの規制をいたしておりません。従つて将来の問題については政府はこの法律の施行によつては全然干渉することはできないのであります。ただ見積りをする場合には何らかの基準がございませんと見積りができるわけでもございまして、今申しましたように将来は結局団体交渉できまるわけでござりますから、将来を予定して見積りを立てるとはできない。そういう見地からだ現在の賃金水準をそのまま採用したといふだけの意味でござります。ただ本法の目的は、結局コストを引き下げて、それに応じて炭価も下げて需要を拡大していくことが石炭鉱業の抜本的な解決策であるという観点に立つておりますので、もし賃金を引き上げます場合には、従来の合理化の遅れと申しますか、労働生産性の向上の遅れている部分を取り返して、なおそれ以上に能率が上りました場合には、それを労働者に還元するというこ

○大橋(武)委員 石炭合壟化ということがになりますと、当然これに伴いますて労働生産性の向上とということがあるわけでございます。従いまして労働生産性の向上に伴つてそれに即応して賃金のベースが上がるということは賃金の原理からいって当然だと思うのですけれども、この点についての政府のお考えはどうでございますか。所管大臣として伺いたい。

○大橋(武)委員 そうすると今回の合理化に当たりましては、政府といたしましては確実なところを見積つた、従つてこれ以上石炭需要の増大を見積ることとは不確実な見積りになるおそれがある。従つて合理化の基礎として不安である。こういうお考えと承わつたわけであります。

の計画では失業対策を一つに分けまし
て、今大臣から御説明いたしましたよ
うに、本法の施行によつて直接生ずる
離職者というものと、それから一般の
合理化によりまして漸次減少していく
離職者といふものを分けまして、この法
律の施行によつて直接できる離職者に
対しましては一般の失業対策といふも

のではないかという点と、それから収入の点で若干低下する場合がある。その二点がおそらく不満の中心点であろうと考えております。

ことを何も否定しているものではありません。賃金の基準と申しますものは各産業間にあるバランスをとつて団体協約できまるものではございますが、そりいした物価のベースあるいは各産業間の賃金較差といふものについて、特に石炭についてだけ不利な扱いをするというような考え方は全然ないわけ

常に大きいことになつておりますから、今局長が言いましたように、合理化によつてある程度このおくれを取り返してもらつて、その上にプラスして機械化あるいは合理化、それから労働の生産性があふえるということになりますれば、それはむろん一面においては需要者にも分配されるであります

きまして、やはり始終全問題が問題となつておるようであります。従いまして労働生産性が上つた場合においては、どういう考え方を持つておるかということは、実際こうした問題を予防し、あるいは現実に発生した場合に、これを処理するに当つて大きな指針となると思ひますので、特にこの点をお伺いするわけでありますが、政府の方では、ただいまの労働賃金はその能率に比べてもむろ割高についておる、従つてこの能率の下つておる分を合理化によって能率上のおくれを取り返すと申しますが、そういうお言葉でただいま大臣は仰せられましたが、その程度までの間は賃金の引き上げということはおそらく考えられないということだらうと思うのであります。そうすれば、その限度を越えて能率が向上いたしましておられましたが、これは当然賃金が引き上げられるべきだということになるわけですが、現に大臣もそういう御意向のようにただいま御答弁をなさつておられましたが、そこで問題となるのは、どの程度の能率になつたならば、それでおくれを取り返されたと考へてよろしいのか。つまり、ある程度まで上つたところでこれはおくれの取

○石橋國務大臣 これは価格の面から申しますれば、現在日本の石炭は、先ほども申しましたように、重油とか汽船入石炭と競争ができるないようなあります。まさに陥っておりますから、その競争ができる程度まで合理化によって能率が上がつて参れば、そのあとは適当に分配ができる、かのように考えるわけあります。

○大橋(武)委員 競争ができるといふのは炭価のことだと思いますか。

○石橋國務大臣 さようございます。

○石橋国務大臣 決して十分とは私は個人的には考えておりません。なお金一般的にやらなければならぬ問題でありますから、この問題が残つておると困ります。

○大橋(武)委員 えず、単に労働だけでもつて合理化をやろうという考え方は、いさかかね手落ちのよくな気がいたすのでございまして、この合理化法案に並行いたしまして、今日特に石炭鉱業というものは、高利の負債に悩んでおるのですから、これに対する抜本的な措置は、政府としては当然お考えにならなければならぬ問題である、こういうふうに私は考えておったわけです。今日この法案において不十分であるといたしまするならば、その足らざる部分については、いかにこれを早急に実現されるお考えでありますか、あらためて大臣のお考えを承わりたいと思います。

○石橋国務大臣 これにありますように、開銀及び中小企業金融公庫からの金利は、とにかく日本の現在の金利としては少し安い方に落しておると思いつきます。ただし、その落した部分は合理化の資金にしばらく使わなければなりません。しかしそれでも炭鉱の負担をそ

○大橋(武)委員 そこでコストの問題について、金利の面は別といたしまして、この金利の面をはずして、労働生産率それ自体について外国と競争できる程度になったならば、賃金の引き上げは考慮できる、こういうお考えでございましょうか。それと申金利の高いのをやるべきしなければ引き上げができるない。こういうお考えでございましょうか。

○石橋国務大臣 これは何に比較するかということは、先ほど申しましたように、外国の重油や石炭との比較などといふこともあります。国内の全体の物価の上からも考え方にはなりませんから、今の金利を全体に下げると、いろいろな問題は、全体の物価の上に響いて参りますから、むろんお話をよくお聞きながら、金利の分まで労働生産率で取り扱さなければならぬというふうには考え方を持ておりません。

○大橋(武)委員 それから第四に問題になつておりまする未払い賃金の中に、退職金を含めると、いふ組合側の要望があるそらでございますが、これについては政府はどういうお考えを持ておられますか。

ついてのみ講ずることとしたわけであります。優先弁済の措置は、未払い賃金別に事業團から平均三十日分の一時を支給することにいたしております。これは退職金の方は今申しましたように法律上保護の未払い賃金に比べまして、だいぶ低くなっていますので、実際に買上げ代金によりまして会員が清算いたします場合に、退職金支払規定がありまして、支払いが受け得られないような場合が出てくることとも想像いたされますので、労働者の権者の支払い義務とは離れて、事業團が別に一ヵ月分に相当する分を支払うこととにいたしますて、労働者の生活保障の最低限度を確保するということにいたしたわけでござります。

○大橋(武)委員 そうすると結局結果的には労働者としてはほとんど退職金を手にできないという場合が相當あるということでもやむを得ない、こういった前提のもとにこの法案ができるわけでございましょうか。

○齋藤(正)政府委員 これは御存じのように退職金は団体協約できる問題でございまして、退職金の支給規定につきまして大へんまちまちでございまして、金額も企業によりまして非常に異

（武）委員 貸金の問題がいろいろあるの産業上の争議の原因になつたりいたしまして、そのために生産能率が阻害されるということが非常によくある。ですから、決して貸金が上ることはありません。ですから、決して貸金が上ることはありません。ですから、決して貸金が上ることはありません。

り返しであるから資金の引き上げはできないのだ、しかしその限度を越えれば当然能率に応じて引き上げるのだ、これが今の政府の御方針だそうでござりますから、どの程度まで能率が上がった場合におくれが取り返されたといふ御判断をなさるのでしようか。これは今後の炭鉱における資金問題について非常に重大な点であると思いまして、特にお考のほどを承わりたいと存ります。

○石橋國務大臣 いや、そういう意味ではありません。金利の問題では、一部この法案の中にも引き下げる方が入っておるのであります。むろんございません。金利の問題は、今後において——これは石炭鉱業の資本構成、金利の問題は全般的に考えなければならぬ、こう考えております。

○大藏(武)委員 そうすると、金利の問題は今回の政府の法案の合理化の問題は今回の政府の法案の中にも引き下げる

れだけ減らすことになるわけであり、本の産業全体の金利が一体どうある。きかという問題を解決しなければならないので、私には私個人の意見はございませんが、現在政府としては、いま最後の結論についておりません。話はしばしばしておりますが、まだそこまで程度も、それからそれじやどうしてありますかといふことも結論には到達してお

○齋藤(正)政府委員 未払い賃金はすでに提供した労務に対する対価であります。確定的な債務でござります。退職金の方は退職によって初めて発生する債権でございますので、その法律上の優先権と申しますが、保証の程度につきましてはおのずと差あつてかかるべきではないか、こううふうに感じておるわけであります。従いまして代位弁済という制度によ

なつておるわけあります。その点と
先ほど申しました法律上の保護程度の差といふものと、両方考え方合せま
して、退職金につきましてはそれぞれの
企業の能力と、それから労使関係の協
約とにまかせまして、そのかわりに保
障として三十日分の離職金を支給す
る、こういう考えいたしたわけでござ
います。実は退職金につきましては
法律上これだけのものが適当である
というふうな前例がございません。そ
れで予告手当相当分の規定が基準法に
ございます。それが三十日分といふこと
になつておりますので、これをとりま
して、その程度を最低保障として労
働者に保障する、これは買い上げ代全
ては全然別個に事業団から支払います
ので、鉱業権者の債務その他に全然無
関係に、直接労働者の手に渡るといふ形
で、最も強い法律上の保護を受ける形
になるわけでございます。そういう形で最
低保障をすることにしたわけでござ
ります。なお具体的なケースによ
りまして、鉱業権者の手元に債務弁済
をいたしまして、ある程度残る場合に
は当然退職金として別に請求ができる
ことになると思います。

込みをいたしましても実際に買ひ上げるまでには若干の日時を要しますので、通常の場合予告手当を支払う必要はないことになるのではないかと思ひます。これとは別に、労働協約によります退職金を支払わなければならぬことになると思ひます。今予告手当について申し上げましたのは、実は国が退職金に相当するようなものの最低保障を考える場合に、何を基準にしたらいいかということを求めて、基準法の予告手当といふものを基準にしたということを申し上げた次第でございまして、予告手当につきましては、当然退職金の性質でございますので、民法に申します先取特權の適用がないもの、従つて未払い賃金と同様に扱うこととは不可能なものというふうに考えております。

○大橋(武)委員 予告手当といふものは未払い賃金ですね。

○齋藤(正)政府委員 これはやはり未払い賃金ではございませんで、退職金と同じ性質のものと考えております。

○大橋(武)委員 これは雇用契約に基づく予告期間の賃金でしよう、それに相当するのですから、これは賃金じゃないですか。これは退職手当でしようか。一つ労働省ともよく御相談の上で御回答願いたいと思います。

○石黒説明員 労働法の問題がありましたが、私はよく御承知の通り、通常基準法の原則から申しますならば、三十日前に予告をして予告の日から三十日経過した日に解雇が完了する。その場合に予告をいたしまして三十日たつたという場合に予告期間中の賃金が払つ

てなければ、もちろん未払い賃金となるべき性質のものであります。しかしながら即日解雇いたしたいということとで三十日分の予告手当を提供して即解雇するということはここに申す未払い賃金にはなりません。もちろん労使間の自由なる合意に基く退職金とも異なる性質のものであります。

○大橋(武)委員 そうするとそれはこの法案においては一体何になるのでしょうか、賃金になつておるのでですか、賃金外になつておるのでですか。

○石黒説明員 私の方の立場からその点につきまして申しますと、ただいまを石炭局長から申し上げましたように、大体買い上げになるべき炭鉱といふのが内定しましてから正式に買い上げられるまでには時間がある。従いましてその間に解雇の予告をするということによりまして、予告手当を払う必要のない場合が多いのではないかとうかというふうに考へるわけであります。どうしても即日解雇いたしたい場合には、三十日分の賃金をくつづけて解雇しなければなりません。予告手当をくつづけないで即日首を申し渡しましても、判例上解雇の効力が発生いたしませんし、どうしても渡さなければならぬしかけになつておりますので、特に保障する必要はないものだというふうに申し上げたのであります。

○大橋(武)委員 特に保障する必要がないというのは解雇が無効である。従つてそれは当然賃金である。そのためにそれは未払い賃金として処理されるから特別に考へる必要はない、こういう意味ですね。

○石黒説明員 判例にございまますのは、大橋委員も御承知の通りであります

すが、しいて即日でなくともよろしくお問い合わせください。できるだけ早く切ろうというのではありません。あやまつて予告手当がくつかなかつたといふものは、判例上三十日たつてから解雇になるというふらな判例もあります。そういう解釈をとりました場合には、これはもちろん未払い賃金の中に入つております。どうしても本日この日に切らなければならぬといふ場合は、いわゆる意思表示の転換ができるかぎり、いふうな解雇でしたら、これは無効の解雇ということになりますして、以後の賃金は依然として未払いとして残つております。

○石黒説明員 その点は御説の通りでございまして、無効の解雇に基いて働かせない場合には六割の賃金補償をいたします。それは入ると思います。

○大橋(武)委員 そうすると六割だけが未払い賃金になるので、あの四割は未払い賃金にならないのですか。

○石黒説明員 休業中の賃金は、基準法によれば六割の補償をすればよろしいという規定になつております。

○大橋(武)委員 私は基準法を聞いておるのじゃなくて、今議題になつております合理化法案の何条ですか、未払い賃金については代位弁済をする。こういう規定がありますから、三十日届の予告手当は代位弁済の対象になつておるのか知らないのか、こういうことに事實上なるのかならないのかということを承わつておるわけであります。

○石黒説明員 その点は先ほど申し上げました通り、解雇予告手当そのものは賃金ではございません。解雇予告をしてその間の三十日間の賃金は当然賃金でございます。

○大橋(武)委員 それはどういうことなんですか。あなたのお説によると、その賃金をなければ六割しか払わなくいいのだ、こういうお話ですね。そうすると六割だけが未払い賃金になるので、あの四割といふものは未払い賃金にも何にもならないのだ、単なる予告手当の残りなんだ、こういうことですが。それとも六割を未払い賃金と見れば、その最後の日からさらに三十二日間予告手当といふものの債務が発生するのですか、どうなんですか。

○石黒説明員 六割になるか八割になるか、あるいは全額かという問題につきましては、この問題とは直接関係が

ございませんので、使用者の責めに帰すべき休業がありました場合にはその間は六割になる、それで即日解雇のつもりで予告手当を払わぬで解雇の申し渡しをした、その申し渡しが無効で、あつたという場合に、働かせなかつたということが使用者の責めに帰すべき休業と見られる場合には六割となる。こういう趣旨で申し上げたのであります。場合によりましては全額になりますとももちろんございます。

○大橋(武)委員 私は具体的な合理化の際の山の買収のときの法律関係を伺つておるので、抽象的に原理原則を伺つておるわけではないのです。そこで一体三十日間の予告手当はこの三十四条によつて完全に保護されるかどうかということを一つはつきりお答え願いたいのです。保護されるのかされないのか、されるとすれば完全に全額保護されるのであるか、それとも一部だけが保護されるのであるか、この点をはつきりお答えいただきたいのです。

○石黒説明員 即日解雇するための予告手当そのものはいかなる意味においても賃金そのものではありません。

○大橋(武)委員 そういう理屈を聞いておるのはじやなくて、私の言つたのは保護されるのがされないのか、その結論を聞いておるのです。

○石黒説明員 予告手当というお言葉でございましたが、予告手当そのものは賃金ではなく、予告手当そのものではありません。そのかわり解雇したいと思えば金を現実に支払わなければならぬという意味におきまして、この法律に特別の規定がございませんでも、これは必ずされることになつておるのであります。

○大橋(武委員) そうすると予告手当ではないが、実際には未払い賃金になる場合が多い、従つて未払い賃金だから保護される、こういう御趣旨ですね。

○齋藤(正)政府委員 これは先ほど御説明いたしましたように、通常貰い上げが予定いたしましてから、現実に貰い上げをいたしますまでの間は事業を継続いたしますわけでございます。その期間は通常予告手当で予定しておりますが、その程度は十分かかるのではないか。一つ一つの財産について評価をいたしますので大へん時間がかかるので、そのくらいかかるわけでござります。従つて実際問題といたしましては予告手当を払つて解雇をするという問題がほとんど起らなければ、あらかじめ一ヵ月の予告をいたしまして解雇をいたしますので、そういう問題は起らない。それからもう一つ運用上申し上げますのは、労組との間にある程度話がつきませんと、実際問題といたしましては買い上げの際に非常に紛争が起りますので、紛争の起るような場合には買上げないという運用に事実問題となるわけでござりますから、その場合には当然こういう問題についても清算した上で処理されるということになるのであります。そういう意味で大橋委員の御心配のよしななケースは、実際問題としては起らないのではないかから、そういうふうに考えます。

○多賀谷委員 関連して……。今の解雇手当の件ですが、実際問題として、ことに基準監督署あたりの問題として起るのは、この予告手当を払わなくていい、こういう見解を出すきらいが

用によって、「天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となつた場合」これでやむを得ないのだ、私はこういうことになるきらいがありはしないかと思うのです。先ほどから答弁を伺つておりますと、そういう場合にも当然予告手当は支給すべきであるという見解を私採聽いたしましたが、非常に喜びにたえないわけでありあります。もう一つ明確に私はこの法律の申請については、この二十条の一項ただし書は適用ない、こういうよううに解して差しつかえないかどうか、お答え願いたい。

○瀧藤(正)政府委員 これは実は退職金につきましては、賃金のように一つのきまつた基準といふものはございませんで、その炭鉱の違いによりまして、あるいは離職するときの条件によりまして、非常に大きく違っております。たとえば大手の炭鉱が会社側の都合によりまして、希望退職を募つて、その募集に応じて退職するというふうな場合には、通常の退職金の倍額であるようなもの、二十万円近いような場合によくあります。それから中小炭鉱等になりますと、非常に減りまして、大体三万円ないし五万円というのが、そういうふうな場合も含めまして通常のようになります。現在の炭鉱労働者の平均賃金は一万六千円程度でございます。それが月収でございます。従つて三千円分になりますと、大体二万円程度であります。しかし現実に会社の整理、倒産というふうな場合におきますと、その点は中小炭鉱の通常の解雇の場合に比べまして、若干少いわけでございますが、しかるに会社の整理、倒産といふ場合の場合は、けた違いに少額は決してそう少い金額ではないといふふうに考へるわけであります。

○齋藤(正)政府委員 これは立法の形式上、法律技術的に弁済することができること、いろいろ形にいたしましたので、実はこの点はこういう措置をとりませんでも、十分支払い能力がある場合には全然必要がないわけでござります。むしろ若干問題になるような場合にこの規定を効動する必要がある、理屈から言えばそろいとことでござりますので、こういう形になつたのでございまが、別に条件をつけませんで、こういうことをやらなければ賃金債務の確保が困難な場合には、すべて適用いたしますつもりであります。

○大橋(武)委員 そうすると、従来の事業主が弁済の能力があり、現実に支払える場合には、代位弁済をしないが、それ以外の場合には必ずするという意味で、この条文ができるおる、こういうふうに解してよろしゅうござりますね。

○齋藤(正)政府委員 お説通りでござります。

○大橋(武)委員 次にこれは特に大臣に承わりたいと思うのでござりますが、この石炭合理化に伴いまして整理される山はともかくとして、残る山については、合理化のためのいろいろな措置が行われると思うのでござります。つきましては、産業の合理化といふことになりますと、労働生産性の向上ということがやはり欠けてはならないと思うのでございますが、特にこの石炭合理化に伴う石炭界における労働生産性の向上対策として、政府はどう

か。

○石橋國務大臣 それはこの法案に明

らかのように、継坑ということを書い

てあります。しかしそのほか

あるいはそのほかの機械化によつて、労

働生産性を上げるというのがこの法律

の趣旨でございます。しかしそのほか

に、実は石炭については、外國から調

査團を入れるようになつて世界銀行あ

たりからの勧告もありまして、今度の

生産性本部の一つの仕事として、調査

團を招いて経営その他についても一つ

十分検討して、今の日本の炭鉱とい

うものが果して経営上どういうもの

か——あるいは経営者の方では、今さ

ら調査してもわざわざわかつてい

ると言ひます。しかしこれは世界的

水準によつて調査して結論を出しても

し合ひをしませんと、賃金制度等につ

いて最後的結論を下せないと思います

から、これらもただいま申し上げまし

た調査等の結果を待ちまして、十分各

方面と話し合いをして、合理的な措置

をとりたいと思つております。

○大橋(武)委員 それでは労働大臣に

お伺いたしたいと思うのでございま

すが、この石炭合理化に伴いまして、

労働条件、賃金制度等において、石炭

合理化を推進するために何らかの対策

をお考えになつておられましょか。

○西田国務大臣 さつきからいろいろ

大橋さんの御質疑を聞いておりました

が、生産性の向上をはかるということ

それに資材材料の節約、こういうもの

を含めて、そのまま労働力の向上が

いうことだけではございませんで、企

業の合理化、機械化、設備の近代化、

それに政府が援助してやつていつた場

合においては、その目的を達成するこ

とはさて困難ではないと考えており

ます。具体的なお尋ねのありました点

につきましては、通産省と経済と労働

省と大蔵省と連絡会議を持ちまして、

いろいろなこまかい実施における詳細

につきましては、ただいま検討を加え

ておる段階でござります。

○大橋(武)委員 この石炭合理化とい

うことは、私は今日のわが国における

各方面の産業合理化の第一のプログラム

ムに上ったものだと思ひます。従つて

産業の合理化は石炭合理化に終るもの

ではないのであって、でき得れば同様

がございましたが、これは総括的に申

しますとそういうことも言えると思

ますが、私は労働行政の面から、原則

として、炭鉱の生産性の向上によつて

得た果実は、労使双方と消費者とで適

当に配分すべきである。これは現在か

らなければ、販売価格は下げないので

とういき方は好ましくはない。経営

者もしくは労働の面において多少不十

分であつても、やはり上つた果実に対

しては、当然上つたときから徐々に還

元していくべきものである、こういう

元でございますが、この点についての労

働大臣のお考えを重ねてお伺いいたし

たいと存じます。

○西田国務大臣 お答えいたします。

これは予算委員会あるいは社会労働委

員会、本会議等でたびたびお答えをい

たした通りでございますが、御承知の

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

すでに労働大臣は社会労働委員会にお

いて、労働三法の改正について、その

全部または一部の問題を言われたので

あります。しかし、とにかく調査を進め

るというお答えをなすつておられま

すが、特にこうして現実に産業合理化

がございましたが、これは総括的に申

しますとそういうことも言えると思

ますが、私は労働行政の面から、原則

として、炭鉱の生産性の向上によつて

得た果実は、労使双方と消費者とで適

当に配分すべきである。これは現在か

らなければ、販売価格は下げないので

とういき方は好ましくはない。経営

者もしくは労働の面において多少不十

分であつても、やはり上つた果実に対

しては、当然上つたときから徐々に還

元していくべきものである、こういう

元でございますが、この点についての労

働大臣のお考えを重ねてお伺いいたし

たいと存じます。

○西田国務大臣 お答えいたします。

これは予算委員会あるいは社会労働委

員会、本会議等でたびたびお答えをい

たした通りでございますが、御承知の

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

えておりません。最近労働三法——労

働基準法、労働組合法、労働関係調整

法等に對しまして、改正した方がよく

ないかといふ議論が相当今世論のよう

になつて起つております。大事な労働

三法をかりに改正するとした場合にお

いても、慎重なる態度をとるべきであ

る。特に労働基準法のことだけは国際条

約との関係もありますので、国際的に

及ぼす影響也非常に大きうございます

から、この問題につきましては、本年

度の予算にもすでに若干の予算を計上

しますが、この点についての労

働大臣のお考えを重ねてお伺いいたし

たいと存じます。

○大橋(武)委員 お答えいたしました。

これは予算委員会あるいは社会労働委

員会、本会議等でたびたびお答えをい

たした通りでございますが、御承知の

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

が容易に行われるような情勢でござい

ます。しかしデフレ傾向を帶びてきて

よろしく、インフレの上昇期におきまし

ては、比較的賃金の値上がりといふもの

がないんだ、石炭合理化の必要の起

○石橋國務大臣 労働関係について

は、なかなかむずかしい問題を含んで

おりますので、十分労働組合等とも話

いてお持ちでございましょう

か。

○西田国務大臣 石炭の合理化促進法案が提出されておりますのが、労働行政の面に関係がないと申しておるのでございません。ただその問題は、この法律案が施行されました場合にどうしたらいいかという問題に関連してだけの労働三法の改正をどうするかという問題を考えておらない、こういう意味合いでござります。

○大橋(武)委員 そうすると、私はこういうふうに先ほど質問したのです。が、それは、石炭合理化あるいはいろいろな産業における合理化の必要がだんだんきておる、こういう事態に対してやはり労働三法について考え方の時期がきておるのではないか、こういう前提のもとに質問したわけです。が、それに対しても大臣は別にそういう思わないというわけではないのですね。

○西田国務大臣 これは日本の経済の将来の問題を現実の事態から、将来到達するといふ関連性に立つて労働三法というものを改正したらしいじゃないかという声が国民党に起つておる、かように考えておりますので、そういう観点に立つて労働基準法、労働組合法、労働関係調整法というものを調査研究して役に立つようならうにやりたい、かように考えて審議会を作つておるわけあります。

○大橋(武)委員 そうすると最後に、その審議会の結論がそれまでに得られれば、次の通常国会あたりには何か具体的な措置に出られるお考えでございましょうか。

○西田国務大臣 お答えいたします。
審議会でいかような結論が出るか見当はついておりませんが、審議会で自由に討議した結果、その結論を今度は労働基準法の法律による審議会がありますので、中央審議会に諮問いたします。その諮問の答申を待っていかよろしくするかということを考えたい、かよろしくうに考えております。

○大橋(武)委員 しかしそれは三年、五年先じゃなくて、次の通常国会といふふうふうな、かなり具体的な時期の目標があつてのお話でございましょうね。

○西田国務大臣 お答えいたします。
何月何日までに結論を出すということは考えておりませんが、審議会を新規に作つて、予算の金額もある一定限度に限定されておりますので、その金を使っておる間には当然審議会の結論を得たい、かように考えております。

○大橋(武)委員 私は何月何日までにきめろといふふうなことを聞いておりませんよ。次の通常国会に間に合うかどうかということを伺つたのです。まじめに御答弁願いたい。

○西田国務大臣 おしゃりを受けまつたが、まじめに答弁しております。審議会にかけまして——これは八月に第一回をやりたいと思っております。審議会の結論が通常国会までに出まして、その前に中央基準法審議会、これは法制に基いてできた審議会ですが、これに諸問をせねばなりません。この責任をもつてぜひとも早くやるといふことは、これは常識でござります。従つて、あなたのおっしゃるようなります以上、政府はその結論に対しても責任をもつてぜひとも早くやるといふことは、これは常識でござります。

もをつけるということは考えておりません。この結論がいつまでに生まれるかということは今お約束はいたしかねる、かように申したのです。

○大橋(武)委員 そうすると、結論が出来ば通常国会に出したいという考え方ですか。

○西田国務大臣 労働者に作つております審議会の結論が出まして、この審議会の結論を今度は基準法の中央審議会にかけて答申があれば、それによって決定して、通常国会に間に合いますならば当然出すことになると思います。

○大橋(武)委員 わかりました。

○田中委員長 ただいま議長から定足数不足のため本会議開会中は委員会を休憩されたい旨の通知がありました
が、関連質問を許します。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 関連して一点だけ、御答弁が食い違えば二点も三点も構わなければならないと思いますが、ちょうど労働大臣もお見えになつておりまして、先ほど生産性の向上、いわゆる高能率、低コストという問題について石橋通産大臣と、あわせて西田労働大臣がお答えになつた点などを考えてみます。そこで大きな食い違いとは言えなければ、どうも解釈上においていささか違つているような気がするのです。そのこまかい点は私は掘り下げようとはしませんが、ちょうど労働大臣と一緒におられるから伺うのですが、労働大臣は、炭鉱の問題についてはくろとのへらうと、一番詳しいと私は尊敬している。そこで先ほどから御答弁をされた生産性の向上といわゆる高能率、低コストのこの合理化法の目的を達成しようとする中に、今まで石橋

通産大臣や労働大臣が答弁された点を伺つておりますと、結論としてはこれはやはり条件の悪いところといふか、中小炭鉱というか、そういうところに最後のしわ寄せ、犠牲がきて、さらによろにならざるを得ないのじやないかといふ気がするのです。西田労働大臣は炭鉱のことは詳しいのだから、この論議されておるのかどうかを伺うのであります。それは「石炭の生産費を構成しておる諸要素です。たとえば鉄道の運賃などので相当論議をされたものだと私は思うのですが、その際にこういうことをうのでは、これは政府が行政措置をやるべきなので、これは政府が行政措置をやるべきものだ。これらの問題について、こういうものを並行して引き下げるとか、あるいは今後絶対上げないとか、さらに二、三割下げていくのなら設備の近代化によっても下げるが、こういうものも漸次下げいくべきであるというのだが、私は当然とられなければならぬ措置であると思うのであるが、そういう答弁はされていない。今の西田労働大臣の答弁の中にもこの大事な具体的な三つの問題についてはちつとも触れられていない。むしろ国鉄は赤字であるからこれを上げようということをこのころの総裁が言つておられる、金利といつても下げようとしておらぬ、電力料金は去年の秋よりことしの方が上つておることは御存じの通り、一体

こういう点になぜ触れられないのか。西田労働大臣は一番詳しいのであるが、こういうことを一体論議されたのか、こういうものは論議をしないで、このままにしておいて、何でもいいから条件の悪い炭鉱をつぶして中小炭鉱労働者だけにしわ寄せしたらいじやないか、こういうお考えのみでやられたのかどうか。そんなばかなことはないと言ふなら、この行政措置や三つの条件を当然あなたは考慮をされておらなければならぬはずだと思うが、こういう点はどうです。

得るような中小炭鉱ならば幾らでありますから、これは今申しあげたようにに金融界も期待するが、さらに政府も行政上これなり、対社会的に与える一つの影響上から見ても、政府は石炭の炭価を下げるためには業者と労働組合の努力も期はない。だから現実的にそういうことを説くことが私は公平なる政治の処置であるために主張しなかつたことははなはだ申しわけないと思いますが、これは今おっしゃつたよろんな目的達成のために大したファクターとなつていいないとを一つ御了承願いたい。

○伊藤(卯)委員 私もあなたと今ここで議論を好んでしようとも思わぬ。しかししながら今の運賃の問題なり電力の問題なり、金利の問題には触れられなかつたが、なるほど輸送費、電力は生産費の構成の額からいえば、私もそのみ大きいとは思つておらぬ。しかしながら、なるほど輸送費、電力は生産的な影響といらか、あるいは炭鉱といふものが何か政府の行政措置の上に理解なく追い詰められてしまつておるといふ点が金融界に与える影響なり社会的に与える影響なりといふものは、相当大きなものであることを、私は見のがすことはできないと思います。特に金利の問題について一千億近くからの借金がある。これに対する金利といふものは無視できない。金利が今度のでも、わずか一分五厘下げたところだけでも四十億からのものが出でると政府は計算している。ですから、これは決して小さな問題ではない。だから現実的にそういう炭価に計算する金利のことときは非常に大きい。さらに今申し上げたように金融界の観念に立つて、この法律案が作られていますので、閣議でそういうことを強力に主張しなかつたことははなはだ申しわけないと思いますが、これは今おっしゃつたよろんな目的達成のために大したファクターとなつていいないとを一つ御了承願いたい。

といふことで尋ねてゐるのです。額の多いとか少いとかいう問題ではなくて、片手落ちの処置であつてはならぬ。それでは協力することにもおのずから不平不満が出てくるのです。当然そういうことは——それがトン当り合せてわざか何百円しか救うことにならないとしてもそれがやはり公平なる政治の処置としてとられることがこの法案を出す自然の準備でなければなら

うような感覚に基いてやつておられる」と、企業の健全化はなかなか望めません。従つて経営者も労働者側も自分分の立場を守るために、その考え方によって立て直そうといふ意識決定をされることが精神的な面においては一番大事なことであつて、行政処置にたよる、そのことだけが全部の解決にはならないと考へております。従つて今まで石炭鉱業に対し行政政府としてどれだけの努力をしてきたか、採

んが、いずれ商工委員会においてを願つて十分論議をいたしたいと思います。
○田中委員長 善処いたします。濱井義高君

産質を下げるといふようなこともないのです。どうも読めば読むほど美はわからぬよくななる。合理化がどうも不合理化法案のよくな感じがして仕方がないのでですが、この点明確にお教えを願いたいと思います。

○石橋国務大臣 この中に生産費引き下げという言葉があるかどうか実はよく記憶しませんが、趣旨は生産質を引き下げる合理的に価格を下すよろしく、

ぬ。そういう点をあなたは軽くお考へになつてゐるようですが、私はこれを軽く考へないでやるべき問題であるといふ点を尋ねてゐるのであります。そういう点について数字の上で今これから論議をしようとしているのではありません。今申し上げるような大きな政治の一つの見方の上から当然そういうことは閣議においても、また法案説明の上においても、あるいはこの法案を出すについての、国民あるいは業者に与える影響の上から見ても、まさしく政府の努力はかくあるということを示されることが当然の処置ではないかと思つて尋ねてゐる。あなたは詳しいだけに、当然そういうことは論議されたであろうと思つてお尋ねしたのだが、そういうことは小さいことだから、論議をしておらぬと言われるならば、きよらは忙がしいから日にちをあらためてお伺いしますが、どうですか。

○西田国務大臣 楽答をいたします。精神の上において重要な要素であるといふことは異議はございませんが、伊藤さんも御承知のこととあります。ただ日本の国の産業がある影響を受けているといふか、そういう場合に、たよるものは行政的手段だけであるとい

助をしてきたかということは、御説明金の償還のたな上げのことときもそのままであります。今問題になりました復元が生まれましても、なお開発銀行の借入金の償却は依然として停頓したことあります。そうしてきましたけれども、石炭鉱業の実態がよくなつて、利潤が生まれましても、なほ開発銀行の借入金の償却は依然として停頓したことあります。あると、いろいろな考え方方が経営者と労働組合との間にあつたのでは、企業の合理化はただ行政措置で、今言ふ通り金額はわざかであつても、精神的に好影響を与えただけでは進捗しがたい。かよううに考えたのであります。別に悪意があつて闇議で申さなかつたのではなく、その意味合いも御理解願つて今後は經營者と労働組合の双方の協力によつてそれを政府側が行政措置によつて補助をしていくといふ建前で石炭鉱業を立て直していくという考え方を進めていただきたい、かようにお願いをいたしたいと思います。

○伊藤(卯)委員 私は今西田さんの答弁された点についてはだんだん疑問を深くするのであります、きょうは時間がありませんから質問をいたしません。

を引き上げるのが目的かわからぬ。なるほど合理化ということについては、読んで見ますと、合理化の中には一人当りの出炭量を十二トンくらいから五年後には十八トンくらいにするんだといふことは説明その他で大体わかるのです。そのためには縦坑の開さくを六十八坑いわゆる機械化でやっていく。同時に今度は中小の炭鉱の買い上げを三年間に三百万トン——中小が主となるでしょうが、能率の悪い炭鉱を三百万トン三ヵ年で買い上げる。そのために炭鉱の整理事業團といふものを作るのだ。さらに能率の炭鉱ができるのを防ぐために坑口の開設の制限をやつしていく。同時に政府はさらに標準炭価というものを決定をして、必要があるならば不況カルテルの結成を勧告する、こうしたことになつております。これだけではなるほど常識的に言えはちょっとと炭価を下げるような感じがするのですが、だんだん深く考えてみると、必ずしも、あとでまた質問しますがそうでもない。この法文の中に石炭の生産費を引き下げるのだという言葉は一つもないのです。もちろん私は石炭の生産費が下れば必ずしも石炭の価格が下るとは、そのままその通りにうのみにはできないと思いますが、生

なるほど今非常な不況にある炭鉱業を目の前に置いてこの立法がされたのですから、非常に炭価が暴落して、そのために合理化を阻害するといふような場合があるかもしれませんといふことを予想してそういう一項があることは事実であります。それと同時に炭価が上らないように、今の生産實の低下に見合つて年々標準炭価をきめて、もし標準炭価より上るものがあればこれを下げるよう勧告する。これは勧告するだけでは効能がないと言われるかもしませんが、これは方法があるのでありますし、生産をふやすこともできますし、あるいは万やむを得なければ、外國炭の輸入あるいは重油の輸入によつて値段を押えるという道は幾らもある。ですからもちろん合理化によって値段を下げる、それを炭価の上に反映させるといふことが大眼目であります。ただ現況においては非常に暴落するということもなきにしもあらず、だからその一項も入れたといふわけであります。

ということ等尋ねておられるのです。額の多いとか、少いとかいう問題ではなくて、片手落ちの処置であつてはならぬ。それでは協力することにもおのずから不平不満が出てくるのです。当然そういうことは——それがトン当り合せてわざか何百円しか救うことにならないとしてもそれがやはり公平なる政治の処置としてとられることがこの法案を出す自然の準備でなければならぬ。そういう点をあなたは軽くお考えになつておられるようですが、私はこれを軽く考へないでやるべき問題であるといふ点を尋ねておられます。

そういう点について数字の上で今こまかく論議をしようとしているのではないか。今申し上げるような大きな政治の一つの見方の上から当然そういうことは閣議においても、また法案説明の上においても、あるいはこの法案を出しついての、国民あるいは業者に与える影響の上から見ても、まさしく政府の努力はかくあるといふことを示されることが当然の処置ではないかと思つて尋ねておる。あなたは詳しいだけに、当然、そういうことは論議されたであろうと思つてお尋ねしたのですが、そういうことは小さいことだから、論議をしておらぬと言われるならば、きようは忙がしいから日にちをあらためてお伺いしますが、どうですか。

○西田国務大臣 お答えいたします。

うような感覚に基いてやつておられる、と、企業の健全化はなかなか認めません。従つて経営者も労働者側も自分たちの考え方によって立て直そうという意思決定をされることが精神的な面においては一番大事なことであつて、行政当局に對して行政問題としてどれだけの努力をしてきたか、援助をしてきたかということは、御説明をしなくとも御承知のことかと思うのですが、今まで石炭鉱業に対しても行政問題になりました復金の償還のたな上げのことときもそのままになつております。“金利のこときさ”をああいう二十何億のもの負負けることもあります。そうしてきましたけれども、石炭鉱業の実態がよくなつて、利潤が生まれましても、なお開発銀行の借入金の償却は依然として停頓したままであるというような考え方方が經營者と労働組合との間にあつたのでは、企業の合理化はただ行政措置で、今言ふ通り金額はわざかであつても、精神的に好影響を与えただけでは進捗しがたい。かように考えたのであります。別に惡意があつて闇議で申さなかつたのではありませんが、その意味合いも御理解願つて今後は經營者と労働組合の双方の協力によつてそれを政府側が行政措置によつて補助をしていくといふ建前で石炭鉱業を立て直していくという考え方を進めていただきたい、かようにお願いをいたしたいと思います。

○田中委員長 善處いたします。滝井義高君。

○滝井委員 石橋通産大臣にお尋ねしたいのですが、この石炭鉱業合理化臨時措置法案を読んで見まして、まず第一に私わからない点は、この法案は大体炭価を引き下げるのが目的か、炭価を引き上げるのが目的かわからぬ。なるほど合理化ということについて、読んで見ますと、合理化の中には一人当たりの出炭量を十二トンくらいから五年後には十八トンくらいにするなどということは説明その他で大体わかるのです。そのためには縦坑の開拓を六十八坑いわゆる機械化でやつていく。同時に今度は中小の炭鉱の買い上げを三年間に三百萬トン——中小が主となるでしょうが、能率の悪い炭鉱を三百萬トン三カ年で買い上げる。そのため炭鉱の整理事業團といふものを作るのだ。さらに非能率の炭鉱ができるのを防ぐために坑口の開設の制限をやつていく。同時に政府はさらに標準炭価というものを決定をして、必要があるならば不況カルテルの結成を勧告する、こういうことになっております。これだけではなるほど常識的に言えはちょっとと炭価を下げるような感じがするのですが、だんだん深く考えてみると、必ずしもあとでまた質問しますがそうでもない。この法文の中には石炭の生産費を引き下げるのだという言葉は一つもないのです。もちろん私は石炭の生産費が下れば必ずしも石炭の

○石橋国務大臣　この中に生産費引き下げという言葉があるかどうか実はよく記憶しませんが、趣旨は生産費を引き下げて合理的に価格を下げようといふ——なるほど今非常な不況にある炭鉱業を目の前に置いてこの立法がされたのですから、非常に炭価が暴落して、そのために合理化を阻害するといふような場合があるかもしらぬということを予想してそういう一項があることは事実であります。それと同時に炭価が上らないように、今の生産費の低下に見合つて年々標準炭価をきめて、もし標準炭価より上るものがあればこれを下げるよう勧告する。これは勧告するだけでは效能がないと言われるかもしませんが、これは方法があるのでありますて、生産をふやすこともできますし、あるいは万やむを得なければ、外国炭の輸入あるいは重油の輸入によって値段を押えるといふ道は幾らでもある。ですからむろん合理化によつて値段を下げて、それを炭価の上に反映させるといふことが大眼目であります。ただ現況においては非常に暴落するということもなくしてしまはず、だからその一項も入れたというわけであります。

第一類第九号(附屬の九)

おっしゃった。現在は一カロリー三十九銭、四十銭というものもあるわけなんです。これは大体どういうことですか。

○石橋國務大臣 それは不景氣のためにそういう現象が起つた。これでは困らぬことよ。としきはおまへ戻り立くな

ます。それでは防がなければならぬと考えておりま
すので、それで何をもつておけばいいか考
えました。このままにうつっちゃっておけば炭
鉱はつぶれるということなんだと思います。
ですから、炭鉱をうぶしちや困るのですから
ら、つぶさないで、しかも値段は合理的
的に下るうちに、今のよくな不況のため
に下るというのを決して健全な値段のため
下り方ではないのでありますから、こ
れは防がなければならぬと考えておりま
す。

○**淺井委員** 不況のために炭価が現実に下つておるわけなんです。下つておる炭価をそれならば上げることになるのではありませんか。合理化によつて上げることになるじゃありませんか。
そういう理論からいけば……。炭価が下つておるということは、現実に重油がその他と石炭とが競争できる状態が出てきておるというわけなんです。ところが出てきておるその状態を合理化によつて、不況なんだからこれを景気をつけてやつて上げるということになれば、これは現実の結果としては重油や外炭と競争ができるない状態が出てくるじゃありませんか。この矛盾は大体どう解明されますか。

○**石橋國務大臣** 現状にうつちやつておいて、炭価がなるほど今は一時的に下つておりますが、この炭価がいつまでも下つていくものとは思いません。これではだんだん石炭が実際に自然にまかざれつつ小されていく、石炭が減つていくということになれば、いつかは底を出

ついて上らなければならぬものである。しかし今のようなものは原価が下ったんじゃない。ただマーケットの値段が下つておるのであるからこれは困る。マーケットの値段が下るということは私は希望しないのです。
○鷹井委員 私もそう思います。とにかく石炭の生産費が下つておるのは、下つておるというところだと思います。ここに日本の石炭鉱業の一つの矛盾も出てきておるのではないかと思ひます。従つて生産費が下ればすぐ炭価が下る、こういう論理は普通は出でてくると思うが、なかなか日本には出でないところもあると思うのです。その問題はもう少しあとで触れるところがあると思います。

下つたんじやない。ただマーケットの値段が下つておるのであるからこれは困る。マーケットの値段が下るということは私は希望しないのです。

○鷹井委員 私もそう思います。とにかく石炭の生産費が下つておるのはなくて、いわゆるマーケットの炭価が下つておるというところだと思います。ここに日本の石炭鉱業の一つの矛盾も出てきておるのではないかと思ひます。従つて生産費が下ればすぐ炭価が下る、こういう論理は普通は出てくると思うが、なかなか日本には出でないところもあると思うのです。その問題はもう少しあとで触れるところがあると思います。

次にお尋ねしたいのは、この法案の

ぜ政府は勧告をしないかということなんですね。もちろんこれは勧告といふものをやらないたって、金融上その他のいろいろ実質的にやれるのだ、なるほどこの法案を見ると、私は生産面においても流通面においても、相当広範な統制的な権力を政府が握る形が出ておると思う。ただその統制的な権力をある程度カバーするために、この石炭鉱業審議会といふものが民主的な機関として出てきておる、これは認めます。しかし全般的に流れる精神といふものは、私はやはり流通あるいは生産面における広範な統制権力を国が握らうことある点があると思う。ところが、そういうものがあるが、一方においては非能率炭鉱が申し出なければならぬと、いうところに、私はこの石炭鉱業合理化法案が描いた目標の達成の困難性があるような感じがするのですが、その点困難なくやれるという自信はあるのですか。

○瀧井委員 まあ大臣は炭鉱業者は自分の炭鉱のことをよく知つておるから、おそらく申し出てるだらうとおっしゃいますけれども、これは炭鉱というものを一つ始めたならば、西田大臣はおられませんが、西田大臣にお聞きになるとわかりますが、なかなかこれは業者だけの問題ではないかもしれません。鉛害もあります。未払い賃金もありますし、いろいろ銀行等の債務もあります。いまして、なかなかそこは業者個人で勝手におれの炭鉱はもうやめだといふわけにはいかないのが現実のいわゆる能率の悪い炭鉱の現状だと思うのです。そうしますと、なかなか自分ではやめられないのですが、一方においてはこの金利の引き下げによる納付金、そういうようなものは強制的にどうぞ徴収していくわけですね。ところが今日は政府が一方徴収した金で買収するところのその相手方である炭鉱といふものは、炭鉱自身の希望によつてやる、こういう、一方においては強制的なものでどうぞ納付金を取り上げて金は集まつたが、一方の炭鉱の買い入れいくけれども、この金の集まりの方も私はあとで質問しますが、問題たる申し出と申しますが、その希望によつたといふ。こう二つの矛盾した政策をこの中でとつておる。そらしますと金は集まつたが、申し出がなければ何にもならぬということなんです。大臣は一番よく知つているから、申し込むだらうとおっしゃいますが、私はなかなかそうはいかないと思ふ。しかも三年という余裕があれば、みんな情勢待ちです。どういう工合に考えております。

いかといふと、三年の期間があるのですから、三年ぎりぎりのところまで待つていても間に合ひわけです。そういう点われわれにわかるように、もつと具体的に一つ御説明願いたいと思いますが、どうもその矛盾が私にはわかりかねる。

○石橋国務大臣 具体的にいえば、一つ政府委員に答えさせますが、現在炭鉱が困つておらなければ、何もこんな法案は必要がないので、ほうつておいてもつぶれてしまうという危険が目前に控えておるのでありますから、この法案によつて相当の申し込みがある、私はかのように考えております。

それから金をとる方は、どうしても法律にこういうふうに書かない、一種の租税みたいにとらなければなりませんし、ただ申し込みを得つて金をとる、これこそ金が集まりませんから、どうしてもその方はある程度の強制力を持たなければならぬ、かように考えております。

○滝井委員 齋藤さんにお尋ねしますが、なるほど政府は三年間に三百万万ト、約三百三十二ですか、そのくらいの見込みをしておるということを聞いておりますが、現在あなたの意見としては、具体的に現実の調査から見て、どの程度の申し入れがことじゅうになつております。しかしもうすでに、まだ法律も通らず、国会で御審議中の一応の計画でございますが、四十万トン程度のわざかなものといふことにありそでござりますが、

○齋藤(正)政府委員 本年度は法律の施行が遅延いたしましたので、実際に買い上げます炭鉱は、これはわれわれの一応の計画でございますが、四十万トン程度のわざかなものといふことになつております。しかしもうすでに、現在、われわれのところへ実は買いましたが、どもその矛盾が私にはわかりかねる。

げを希望して申し入れに来る業者も相当ございます。そういう状況から見ました。さあ、もう一方で御説明いたしましたように、十分買い上げができるものと思つております。

それから納付金でございますが、これは別に実際に買い上げに要する金以上にとる考えはございません。買い上げが満たなかつたといふような場合には、当年度の納付金でそれを減額が非常に安く済んだとか、あるいは量が非常に多く済んだとか、その間に矛盾が生ずることはないと思います。

○鷹井委員 実際に今年度四十万程度のものが買ひ上げられるだろうといふ

ことですが、炭鉱の数にしたらどのくらいか、あとで御説明願いたいと思います。

そうしますと、そういう四十万程度の炭鉱が買ひ上げられる。しかも

買い上げを希望する炭鉱といふものは、ほうつておけばばぶれていく。こ

ういうことなんですね。私医者であります。それが、われわれ医者の方には安死術といふのがござります。これはやつては

いけないことなんですが、たとえば胃ガンの患者が苦しんでおる。そらする

ところにモルヒネをやつてやると、非常に楽に死んでいく。こういふのは医

学上やつてはいけない。それを医学的に安死術という。ちょうどどこの法案は

中小炭鉱の安死術なんですね。苦悶をしておるのをそのまま見てはおれな

い、だから一つ國のあたたかい温情で殺してやろう、こういうことなんで

あります。トン当り一千三百円か二千五百円か知らないが、それを一つモルヒネの

かわりにやる。それでいわば安死術をやることになるのです。そうしますと

その安死術を受けた炭鉱といふもの

は、当然莫大な公租公課がありまして、これは現在筑豊炭田に行くと実に多

くあります。社会保険の滞納がある。あるいは労働保険のために健康保険

も使えない。こういふ莫大な公租公課の山がある。しかも一方においては、銀

行から莫大な債務を背負つておる。こ

ういうことから考えて、そういう四十

万トンの炭鉱の買ひ上げがあるそらでござりますが、どうですか、そういう

可能性のある炭鉱は今大橋君からいろいろ御質問のありました三十三条関係

の平均賃金の三十日分に相当する金額や、あるいは賃債債務の代位弁済、い

わゆる未払い賃金、こういふようなものを、政府はその四十万トンの今年買

い上げの対象になりそうな炭鉱を具体的に見てみて、どうですか、労働者に

やれそうですか。

○鷹藤(正)政府委員 これは今お尋ね

がございましたように、炭鉱の希望に

よつても買ひ上げるわけです。われわれ

の方で調査いたしましては労働能率でありますとか、炭層の自然条件でありますとか、そういうような客観的な基

本調査いたしましてある程度こういふふうな資料になつております。

ただしこれはほかの調査によりますと

小炭鉱の退職金が払えないといふふうには参考までに申し上げますと、今

ままでのこの調査によりますと、全部の債務を入れまして全国で二千四足らず

といふふうな資料になつております。

次にはこの法案を見てみまして、さ

いぜんも申しましたように、どうも非

常に統制的な権力を国に移る。と同時に

大手の近代的な資本を保護するニ

ュансが非常に出ておるということです。と同時に一方においては目的の一

番最初にあるように、国民经济の健全

な发展をはかる、こういうことをう

たつておるわけであります。国民经济

は買ひ上げ対象になるもの、あるいは

はそうでないものの全部ひくるめまし

て、中小炭鉱全般についてでござります

から、買ひ上げお申込みになるのは

これより若干悪くなると思ひますが、

平均しまして二千円足らず、これは資

産勘定を全然除きまして負債だけを全

部計上したものでござります。そのほ

確な経営状況といふものは実は資料が

かに流動資産が相当ござりますので、それは買ひ上げの対象にならないけれども、本人が別に処分し得るもの、た

つぶしてはいけないという観念は大臣

のせいぜんの御答弁から明白なん

で、なかなか正確に資料を出してくれ

ない。また資料を出してもらいまして

も、それはどの炭鉱にそれが該当する

のか、大体このくらいの能力の山でこ

んなものがあるということでありま

せん。また資料を出してもらいまして

も使えません。一方においては、銀

行から莫大な債務を背負つておる。こ

ういうことから考えて、そういう四十

万トンの炭鉱の買ひ上げがあるそらでござりますが、どうですか、そういう

可能性のある炭鉱は今大橋君からいろ

いろ御質問のありました三十三条関係

の平均賃金の三十日分に相当する金額

や、あるいは賃債債務の代位弁済、い

わゆる未払い賃金、こういふようなも

のを、政府はその四十万トンの今年買

い上げの対象になりそうな炭鉱を具体

的を見てみて、どうですか、労働者に

やれそうですか。

○鷹井委員 今の御答弁で三十三条な

いし三十四条関係は必ずしも空文にな

か、三十日分のものを特別に支払うこと

について実は不安があつたものでござりますから、そこで先ほどお答い

ださざしたように、退職金と申します

ので、これだけで確かに払えるとい

うことですと、この状況ならばその

程度鉱業権者の手に残る。手に残れば

労働者に支払われるのではない、た

とえは未収代金とか、動産といふもの

がございます。そういうものを差し引

いて考えますと、この状況ならばその

程度鉱業権者の手に残る。手に残れば

労働者に支払われるのではない、た

とえは未収代金とか、動産といふもの

がございます。それはやらなければならぬ、こうい

う一応の觀念があるわけです。つぶし

てしまひ、これはわれわれも大費

成です。そうしますと、一方においてはこれをやらなければならぬので、金をつき込まなければならぬので、つぶされるものがあるから、やむを得ぬから救わなければならぬ、こうい

う一応の觀念があるわけです。つぶ

く同じ立場で、実はわれわれやつて、くつもりであります。また現在でも開発銀行の推薦等につきまして、大手炭鉱と中小炭鉱と区別して考えるといふような考え方方は全然ございませんので、合理化の資金についてもあんどうを見ていく考え方でございます。ただそれに幾ら合理化をやりましても、自然条件その他で合理化したところへどうしてもついていけない炭鉱につきましては、この法案にありますように、希望によって買い上げをして、それで労働者の方面あるいは鉱害その他の対社会的な面、そういう面に支障を来たさないようにするというふうにやりたいと考えておるわけであります。これは財政資金の今までの貸付の残高について申しましても、大手と中小は現なつておりますが、開発銀行なり中小企業金融公庫なり政府関係金融機関の大手並びに中小に対する貸付残高を見ますと、やはりちょうど七割、三割ぐらいの比率になつておりまして、決して政府資金が大手炭鉱にだけ回るということになるでしよう。しかし現実に具合的には、必ずしもよつていかないわけです。私はやはりここに日本の考え方の中にこれが炭鉱の中で動いていく場合には、必ずしもよつていかないわけです。私はやはりここに日本の考え方としての石炭鉱業の一つの矛

盾が出てきていると思う。というのは条件のいいところしかとつていかない。中小は非常に条件の悪いところをとつていいのだから、従つて条件の悪いところをとるもののが、同じ金を借り、同じ機械化をしていつても、これはなかなか一緒にならぬことは当然です。生産費が一方は高くなり、一方は安くなることは当然です。そこであなたの方は標準価値といふものをきめておるのではなくいかと私は思う。標準価値である程度カバーをしていこうということだと思います。それでなれば標準価値といふものは要らないはずです。自由競争にまかしておつてもいいはずです。そういう差があるからこそ、標準価値といふものをして、ある程度日安をつけたがっていいことだと思ふ。これは条件の同じところで、どんどん競争させていくというなら何も標準価値を持つていかなくとも、どんどん炭が出てくれば、経済の一つの原則で、だんだん安くなってくるのです。しかも生産費が下つていけば、出でてくるはずです。ところがそういうことをしておったのでは、中小がつぶれてしまふから、一つの標準価値といふものを作つておるんだと私は思う。そうでなければ標準価値といふものは要らないのではないかと思う。その点どうですか。

炭鉱全体として合理化をやつてコストを下げていきますれば、これは当然炭価の面にも反映するはずでございますが、それは長い目で見て、また一般論としていえばそういうことでござりますが、しかし個々の場合には、そのときどきの需給関係なり、あるいはその他事情によりまして、コストを正確に反映しない場合がある。そこでそれに対する保障として標準炭価をきめたわけでありまして、コストの高いところを保護するために標準炭価を作ったのではないわけでございます。これはコストの高い山も低い山も当然同一の市場で競争いたしますれば、一物一価の法則で同じ價格で売らなければならぬことになるわけでござりますから、その売られる價格をコントロールしようということでございまして、中小炭鉱のコストが高い場合に、これをカバーするためにきめるということになりますれば、この法律の大目的である価格引き下げという目的が達成せらないことになりますので、かえって本法の目的に矛盾するのではないかと思うのであります。ことに中小炭鉱が必ずしも自然条件が悪いからコストが高いかどうかということはむしろ問題でありますとして、現在これはすでに発表されておりますコストでも、大手と中小では五百円くらい違っておりますが、現在のコストはもつと違うといふうに世間では一般に見ておるようでございます。それは労働能率につきましても、大手と中小では大手がはるかにたくさんのお金をしておるにかかわりません、実際の能率の差はせいぜい一割か二割程度の差しかありません。しか

も賃金に相当大きな差がござりますず、また厚生施設その他にも非常に大きなか
差がござりますし、本社費その他の間接経費もはるかに少い。実際の現状で安
いのは中小炭鉱の方がはるかにコストが安
いのですが、ただ販売上の不利な点、
あるいは金融上の不利で、むしろ倒産の
その他の件数が多いだけであります。
従つて今御心配のような点は、むしろ
現在のところではないのであります
が、ある程度大手炭鉱の合理化が進
んで参りますと、現在の状況でついてい
けない、これから先これ以上合理化の
むずかしい炭鉱については、そのとき
にはついていけないことになりますの
で、そういう炭鉱は一つこの政府の計
画に従つて買い上げを申し込んでら
しいといふようにわれわれ考えてお
ります。

○石橋国務大臣 むろん生産能率が上がるに感ぜられないのです。労働大臣はおられませんけれども、立案をしたあなたの方の方の気持をお聞かせ願いたい。

れば、先ほども申しましたように賃金を決してくぎづけにするとかいろいろな意味はないのでありますし、いろいろの条件によつて、たとえは全体の物価が上つて参ればそれに従つて賃金が上るということも当然でありますし、また生産高がふえて参りますれば、さつき労働大臣も言いましたように、ある程度の分配が労働者にあることと能率だけ上げて炭鉱に働いている者はいつまでも同じ生活をさせておくといふような考え方で立案されているわけでは決してありません。

○薄井委員 そうだろうと思います。

しかし安い金を借りてもその金利は取り上げられていく、しかも残った炭鉱はトン当たり十八円かの納付金を納めなければならぬ、こうしたことから考えてみると、必ずしも賃金がよくなつていくという状態はどうも出てこない感じがするのです。なるほど政府の方の送炭原価とそれから出炭の総原価ですか、そういうものとの間におそらく差はつけてやつているでしよう。その経費を納めるだけの差は作つてやつておかなければできぬですから作つてやつておるとは思いますが、どうも今の炭鉱の経理状態から考えて、莫大な借入金を持つておる、しかも銀行に

は負債はある、財政資金は借り、負債はある、未払い賃金は残つておる、そういうものがあり、しかも納付金を払つてそのあとに労働者の賃金をどんどん上げていくことは、これはどうも現実の問題から割り出していくと考えられない感じがするのです。そういうところにこの法律というものの――なるほど經濟法である、だから經濟的なことを通産省はやればいいのだ、労働関係は社会政策でやつてくれ、こういう感じがどうもするのです。たとえば今年の予算を見ても、特別失業対策費なんかの中には決してこの合理化のために出る失業者の予算は組まれていないのです。こういう政府の施策を見ても、緊急失業対策をたくさんやるのだ、三十五億も予算を組んでおりますと言はけれども、三十五億の中にはこの法案によって出る炭鉱失業者の予算は組まれていないのです。これは臨時国会があれば組むのかもしれないが、組まれていない、こういうことなんです。こういうことは、石炭の生産費や炭価を下げていくのだけれども、しかばは一般労働者のためにはどうしてやるのだ、どうして労働賃金の向上をはかつてやるのだなど、面が何もない、提案理由の中にもないのです。こういう点もつと大臣は——もちろん経済閣僚でございましょう。これは当然ですけれども労働問題はおれは知らぬと言われればそれまでですが、やはりこれは何らか積極的にこういうことをやるのだということをしてもらわなければ困ると思うのです。その点西田大臣の方には聞いておるのであるが、予算がなくて不満足なんですね。この法案を通すことによつて労働者に

どういう幸福が来るのだ、こういうことでなくてはこの法案は世の中の国民経済の健全な進歩には資し得ないのであります。この点について一つ大臣から明確に御答弁願いたいと存ります。

うしますと大体どういう場合にその莫大な金をお使いになつていくのか。同時にそういう莫大な資金というものは、どこからどういう場合に出していくのか、これを一つ御説明願いたいと思ひます。

○鶴井委員 通産省の当初の財政資金度が、合理化の建前から見まして、本年度より若干ふえる程度でありますので、確実にやられるものと確信しております。るような次第であります。

る。現在の炭鉱の經理の状態から見て、そういうことができるかどうかといふことなんです。たとえば終戦以来基礎産業という名目で石炭につき込まれた費用といふものは、復金が五百三十億、見返り資金が五十二億、開港銀行

する職業転換の予算につきましては、三十年度の予算是非常に不十分であります。そのかわりそれで今いろいろ処置をしておるのでありますがなおそれにはなるほどこの法案に表から労働資金をどうするとか労働者の生活をどうするということを書く立場ではございませんが、しかしやはり生産が上るということが基本だつて私は思うのであります。いわゆるないそでは振れないで、とにかく生産が上り収入がふえるということが第一に労働者のみならずすべての者の生活を豊かにするゆえんとありますから、経済法としては特に表面に分配の問題までにそら触れぬのも、おのずからそのことはいわばわかり切つたことなんです。分配が最後の問題なんですから……。

○齋藤(正)政府委員 これは資料でも長期資金計画という表をお配りしてございましてそれに掲記しておりますが、それにありますように、大体起業費が百七十五億から百九十九億程度毎年要るのあります。そのほかに償還が百二十億ないし百四十億、そこで合計全体の資金需要が三百億から三百三十億円程度毎年要る、こゝいと考え方であります。それに対しましてどのくらいの調達ができるかといふのを考えてましたのが下の表でありますと、この自己資金と申しますのは、大体大部分が減資償却でございまして、そのほかに若干の増資その他の分、あるいは社債等を見込んでおります。それから市中借入れが九十億ということになつておられます、これは現在で申しますと、ちょうど昭和二十九年におきまして実際に調達されました資金の量を基準といたしまして計算してございまするので、この程度のものは今後確実に調達できるのではないか。その両方を差引きますと、そこにありますように六十億ないし八十億の資金が不足するごとになりまして、その分を財政資金で

〇齋藤(正)政府委員 これは当初の計画はおっしゃる通り八十億でございまして、従つて三十年度の計画はここにあります。ありますように後年度以降より多少減つておられます。これは今非常に不況でありますので、実際資金の計画がこの程度しか出ないだらうといたしまして、それと同時に償還期限の問題も実は関連いたしております。この設備資金の返済というのの大体約定ベースと申しますか、銀行等に対してもこの程度は毎年こういうふうに支払いますという約束の数字をそのまま計上いたしてございますが、実際は不況ないし資金繰りの関係でこれが少しずつ延びて、なお今度の法案の立案に際しましても、大蔵大臣から財政資金の返済できぬものについては特別に考へると、いわお話をござりますので、設備資金の返済の面と考え合せま

が百三十一億、七百十三億といふものがつぎ込まれておる。しかもその七百十三億といふものがつぎ込まれた上に、今度この合理化法案によつて千二、三百億といふものがつぎ込まれていく。そらすると約一千億の金がつぎ込まれた形になる、過去において莫大な金が石炭産業につき込まれたけれども、これがいわゆる原価の引き下げといふものには成功しなかつたといふのが現実ではなかつたかと思うのです。ここに一つの問題がある。こういう点で、私はこの合理化法案といふものがありますわからなくなつてきておる、過去において莫大な金をつぎ込んでおつて、しかもそれが必ずしも原価引き下げに作用していかなかつた、国際的な競争にもたえ得なかつた、こういうことなんです。その国際的な競争にたえ得なかつたものにまた莫大な金をつぎ込んでいく——世界的な重油と石炭との運命的な比較をしてみても、第一次世界大戦以来重油はぐんぐん生産が伸びていく、石炭はプラトーレ歩む、運賃といふものも大型タンカーができるまで重油の運賃はぐつと安くなつてお

この石炭鉱業の合理化臨時措置法という非常に重要な法案を出されてきたのですが、この資金の出所と配分なんですが、これを少しお尋ねいたしたいのです。これが五六年間にいよいよ生々发展せしめていくためには、千二、三百億の金が必要になる、そ

見る、こういう考え方であります。現在昭和三十年度の開発銀行の融資予定は石炭に対して六十億ということになりました、計画通りということになつておりますが、このほか中小企業金融公庫からもさらに融資されることになつております。来年度以降の問題

○滝井委員 資金調達の中で莫大な減価償却をやっていくことになるわけですが、莫大な減価償却をやりながら、同時に相当の自己蓄積も、六十億でありますと、六十億で本年度は十分いけるものと思っております。

る。熱管理が発達して、十使っておったものが六・七で間に合うようになつてきた。重油は灰が出なくなつて人件費がうんと省けていく。こういう石炭と重油との運命的な問題を考えていくと、私はこの合理化法案といふもののねらつておるところがますますわから

なくなり、これではどうも炭価の引き下げができないという感じがしてな

らない、この資金のやりくりの面その他から見ても、五百億をこえる減価償却をやつて、いってなおそこに自己資金の六十億くらいの蓄積ができる、こういうことはどうしても考えられないのです。それが大体できるという御自信があるのですか。

政投資の結果、コストがちつとも下らないじゃないか。こういうお話をあります、これはこの間に物価が相当上昇しておりますので、実は比較が非常に困難でございます。試みに昭和二十五年度の上期と昭和二十九年度の上期、この五ヵ年間の差をとってきたわけですが、賃金なり物価なりを、二十五年度のものを現在の標準ベースに引き直して考えますと、一十九年度の実績と比べてみると千円程度下つておる計算になつております。われわれの方も今度の合理化法案では大体千円程度コストを引き下げるといふ計画でありますので、私どもは十分

実現可能なものと考えております。
〔田中商工委員長退席、中村社会労働委員長着席〕

と申しますか、量としては大体低品位
炭が多いわけです。従つてそういうも

のの利用をむしろこの際考へて、需要の喚起をやる方が能率を上げるのじやないかということを、実はこれを読んで考えたのです。これは通産省の問題であると同時に、経済審議庁の問題となると思いますが、日本の石炭の分布といふものは南と北にある、水力といふものは中央にある。しかも工業地帯

といふものはそれそれかたまつて偏重しておる、こういう条件から考えてみると、コストの問題といふものは輸送費の問題にも重大な関連をしてくると思ふ。そういうことから考へるならば、やはり十分石炭の出るところで低位炭を利用するよろな化学工業との結びつきといふものを莫大なる千二百億といふ財政投資をやつて考えた方が、むしろ私は合理性があるのじゃないかと。いうことがどうも感ぜられて仕方がないのです。これは経済審議庁の方の御意見も聞かなければならぬので、実は経審の方に残つてもらつたのです。が、総合的なエネルギーをどうするか

という——これはもちろん国民的な背景を必要としますが、そういう点から考えて、どうも合理化法案といふのには石炭のみを見て——この法案はいわゆる林を見て山を見ていないという感じがするのです。だからむしろそれならば、もつと私は日本全体の石炭の分布の状態あるいは工業の分布の状態等から考えて、日本経済全体の状態から申しまして、合理化法案といふのを考え直すべきじゃないかという感じがして仕方がない、これだけは、日本経済の中の林を見て全部の山を見ていい法案ではないか——という感じが結論的

にするのですが、経済審議庁の意見をお伺いしたいのです。

○森藤(正)政府委員 石炭関係の分だ
け私からお答えいたしますが、実は利
用面につきましては、法律上この法案
に織り込むべき規定がないという意味
で、何ら法案の中には出てこないとい
うだけございまして、われわれとて
たしましてはお話をよりな低品位炭の
活用につきましては、総研開発とともに

程度の重要性を持つものという考え方で、積極的に進めておりまして、すでに常磐地区に低品位専門、しかもこれは従来商品として売られておらない部分の炭を専門にたく発電所を作ろうといふ計画で今進めております。製錬事業につきましてもすでに四社の計画がございますが、これも優先的に資金をつけていくというふうに、現在企業的に見通しのついておるものにつきましては、縱坑開ざくと同順位をもつてやつていきたいという考え方でございまして、が多いわけでございまして、そういう

○松屋政府委員　ただいま御指摘のこと
さいました点の、石炭の需要の喚起に
ついてさらには再検討すべきではないか
という御意見は、私どもも考え方の方
として全く同様であります。今石炭局
長から低品位炭の利用あるいは石炭化
学の方面での需要喚起の話がございま
したが、今度のわれわれ経済審議会で
現在まで一応の案を得ております六カ
年計画、長期計画におきましても、そ
ります。

ういう配慮は十分にいたしておるつもりであります。その細目につきましても、日本においては、なるほどこの計

ては、さらに今後の検討を要する点であると思います。御承知のように、石炭の国内石炭の生産につきましても、確かに一時的には生産の減少が起つておりますけれども、三十二年度、三十五年度という長期計画の目標の数字におきましても、かなり大幅な絶対量の生産の増を期待しておるわけでございま
金をつき込むよりか、別な産業につき
源調査会の結果を見ても一九七〇年に至つて石炭の使用といふものは五千万トンなんです。そういう状態から見て
も、もう石炭産業そのものは限界にきておる。限界にきておる産業は莫大な
面が実現した後において四千五百万トンが使われます。しかし資

す。御承知のように、三十五年度には五千万トンの国内炭の需要を予定したような今後の需要見通しをわれわれとしても持つてゐるわけあります。

○鷲井委員いや、私が言つてゐるのは、石炭鉱業の合理化のために莫大な金を今後つぎ込んでいくわけです。その金をつき込みながら、中小炭鉱を安死術で殺していくわけなんです。だからそういうことをやらずに、低品位炭自身あるいは能率の悪い炭鉱から出る炭自身を、その莫大につき込む合理化の金の一部をさいてでも国内でどんど利用した方が、安死術を受ける炭鉱の労働者もすぐそこで使えるというこ

れににおいて千円下るとおっしゃるけれども、それは国際的な競争力の見地から見ましたら、必ずしも下つたことにはならない。それは絶対値においては下つておるけれども、競争的な面においては下つていないということになる。そういう点から私は、むしろこういう法案に莫大な金をつぎ込むよりも、もつと政策を転換した方がよくなあかといふことなんですね。そういう点

となんですが、この法案の欠点は、失業対策がはつきりしていないといふ点です。失業の方は社会政策でやれ、こうなつて、労働者の幸福を考えていなさい。莫大な金をつぎ込んでいながら、一方において労働者が犠牲にされるという、ニュアンスにおいてはそういうことがあるのですから、莫大につぎ込む金を半分でもそれを減らしても、そこに需要喚起の産業を起した方がいいのじやないか。たとえば北九州の特定地域総開発でも金がなくて進み得ない。六カ年計画ができてあるけれども、あれは私は机上プランで、できる用なりその他の点につきましては、先ほど石炭局長から答弁がありましたが、私から重ねて言うことを避けたわけであります。資金の面におきましては、先ほど通産省から答弁がありましたように、本年度の財政資金等においても、その点は事業計画がはつきりしておる限りはできるだけ財政資金の投入もいたしたい、現在そのよろな考え方で進んでおります。なお、長期の観点からそのような方向にさらに検討すべく、

きじやないかといふ点は、私ども全く同感であります。ただ御承知のように、エネルギーの全体の総合的な経済的な価値の比較ということは非常にむずかしい問題でござりますので、現在ここで直ちにこれこれの分量をこれこれに回すといふうな、具体的なところまで十分検討は進んでおりませんけれども、今後の長期計画の検討に対しては、さらに対策について掘り下げをすべきものだ、こういうふうに考えております。

○鷹藤(正)政府委員 これはお話を通りでございまして、事業団が買い上げました以後は、事業団が鉱業権者になりますので、法律上の直接の責任者になりますから、事業団が鉱害に責任を負うことになるわけであります。ただ、その事業団が発足前の鉱害、すでに発生しております、しかも復旧に適した状態にまできておる鉱害につきましては、これは買い上げの際に関係者と鉱業権者とが話し合ひをしまして、俗に打ち切り賠償と申しますが、恒久的に解決する処置を講ずる。そういう措置をとつた後に買い上げる。買上代金の中さそりい分を優先的に支弁充當させるようにならしめたいたい、こういうように考えておるわけであります。その場合に話がつかない場合も予想いたしまして、裁定制度も法律の中に特定しました次第であります。

そらくその所属の市町村はあげて反対するでしょう。政府は現在四十万トンの買い上げの希望がありそうだといふ。そういう炭鉱について、具体的に鉱害といふものがどういう状態で解決されてしまうのかあるいはどういう状態で放置されておるのか、こういう点を御説明願いたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 先ほど申しましたように、買上炭鉱が別に確定しておるわけではなくませんので、これは具体的にこの山についてこうだといふうなことは御説明いたしかねる次第でござりますが、ただこの買い上げの対象になつてゐる炭鉱につきまして從来の例からどの程度の鉱害が現実にあり、また将来起るだらうかということを予想いたしてみますと、それは過去の分も将来の分も全部ひつくるめまして、大体トントン当り五百円程度でとどまるのではないかといふわれわれの見通しでござります。買上代金はトントン当り平均二千三百円というふうにわれわれ計画しておりますので、公租公課、未払い賃金等のものを支払いましても、鉱害につきましてある程度筋の通つた解決を講ずるだけの金は十分出るものとわれわれは思つております。なお債権者その他、債務が買上価格を上回る場合、十分その場合もあり得るとは思いますが、そういう場合には政府あるいは事業団が中に入りまして、債権者間に話し合いをさせまして、鉱害について十分合理的な処理ができる程度のものを残すといふふうに話をつけさせて買い上げるといふふうにいたしました。従来の場合には鉱害について何ら処理しないで倒産する、現実に支払い能力がないのでそのままそれが地方団

体の負担に残るといふようなことがあります。ざいましたが、買い上げをいたしますれば、その問題はむしろ非常に好転するようになります。われわれは考えておる次第であります。

○浦井委員 鉛害の問題で、なるほど二千三百円で買い上げてそれではまだいい得るもののはけつこうだと思います。しかしまかない得ないものが出了ときには、これは明らかにそこに一つの大いな問題を残したままになるわけです。そういう買い上げの対象になつて全部の鉛害の賠償まで進む、こう記憶しておつた。そういう考え方のもとに買上げられたものが、今度は実際に鉛害の賠償を支払いができなくなつた、こうなつたときには一体だれが責任を持つことになるのです。現在われわれの方の炭鉱の実情を見てみると、鉛業権をAからBに売り渡した場合には多くAの鉛害といふものは一切過去にさかのばつて、買ったBが背負つていつておるのが現実なのです。だからわれわれの常識をもつてするならばAから政府が買ひ上げたならば、一切の過去における鉛害の賠償の責任も政府に移つていかなければならぬものなのです。当然そういうものでなくてはならぬのに、この法案は今局長の御説明のように、新たに起つてくるものについてはこれは政府が責任を持つが、過去のものについては、それは事業主と話し合つて打ち切り補償でなければならぬ、こういうことになればこれは大へんなのです。私はその点政府が責任を持つべきだと思う。

は、法律上はあの鉱業権者が連帯して賠償責任を持つておるわけです。法的にそういう責任があるわけであります。たゞそういう形で事業団が過度の責任を負うということは、事業団の経理からいつても望ましくない、またその場合には納付金をよけいに取らなければいかぬというふるな問題になりますので、すでに起つて賠償に適しているような状態にまで熱しておる鉱害につきましては、あらかじめ十分測定ができるわけでありまして、話し合いましてつくはすでありますから、できるだけ事前に話し合いをつけて処理をする、しかもその金を賠償として支払わなければ事業団が買い上げないといふことになりますれば、これは債権者といたどりもどうもいたし方がないので、当然それはある程度了解がつくのではないかという、実際上の運用について申し上げましたので、そうでなしに法律的にどうだということになりますけれども、当然前の鉱業権者と連帯賠償の責任は法律上持つことになるわけです。

次には自治庁の方にお尋ねいたしましたが、この合理化法が行われることによりまして、地方財政に非常に大きな影響を及ぼしてくる。自治庁はこの合理化法を政府が制定するとき、地方財政にどういう影響を及ぼすかという意見を述べられたと思いまが、どういうお考えを持っておりまですか、これを一つまず述べてもらいたい。

悪化してきた。黒字であつた團体も大いなる税収の減を来たすとともに、一方においては炭鉱の合理化首切りによつて膨大な失業者が出てきた。北九州だけでも現在四万以上の炭鉱失業者がおるといふ状態です。従つて失業対策費がその支出の中にぐつと大きな地位を占めてきたばかりでなくして、生活保護のために二割のいわゆる地方負担といふものが——國が八割負担して二割負担しなければならぬ。この生活保護費の負担といふものが出てきた。あるいは教育費の中における学校の欠食児童、いわゆる弁当持つてこない児童が出てくる、こういふようなために、地方財政といふものは急激に、二十八年の末期を契機として悪化してきた。この昭和三十年度になつてから非常な赤字が至るところに出てきた。そうしたその予算といふものは失業予算だといわれるような状態になつてきただ。失業対策費といらものがクローズ・アップされてきた。今度すでに二十八年から二十九年の末期にかたつて行われた政府のデフレ政策のために、地方財政、特に炭鉱関係の地方財政といふものは急激に赤字の状態が出てきたのですが。その上に今度この合理化法案によつて、いわゆる二万七千の失業者といふものが三ヵ年間に出てくる。合理化のために五年の後には三万の失業者が出てくる、こういふ情勢になつてきますと、現在聞くところによりますと、この数字は正確かどうかわかりませんが、固定資産税やあるいは鉱産税の未納が五十億になんなんとしておるということさせられておる。こういふ情勢の上にこの合理化法が加つてくると、一体炭鉱関係の地方財

政はどうなるのだ。おそらく今年の地方財政計画の中にはこれは入っておりません。今地方財政計画のことを水田さんは言われましたが、おそらく入っていないと思う。それは政府の失業対策さえも、ことしの予算の中にはこの合理化による失業者の対策の問題は入っていないのですから、入っていないと思う。そうするとこれは一体どうするかということなんですね。交付金の交付率を引き上げるとかなんとかいろいろ問題もあるでしょう。しかしこれは現実には実現をしそうにありません。そうすると現実の問題をどうするかといふことです。たとえば私の住んでおる市などは、現在一号俸だけ全部の市役所の吏員が俸給の引き下げをやりました。そして市長以下全部トップです。そのために争議が起らうとしておるという状態なんです。そういう状態をとらなければ、もはやこの自治体の財政危機は乗り切れないという情勢が出てきておるということです。その上に今度は合理化法のために莫大な失業者がが出る。合理化のために莫大な失業者がが出るばかりじゃない。炭鉱町といふものはその炭鉱があることによつて多くの中小の商店が飯を食つてゐる。だから炭鉱が買い上げられるといふことは、その町に失業者がどつと出るばかりじゃなくして、中小の商工業者が同時に失業者になるということです。町ぐるみ失業者になる、同時にそれは関係の市町村の地方財政といふものを、どういう工合にするか、一つ明確な御答弁をいただきたいと思うのです。

○永田政府委員 炭鉱地帯の市町村
が、最近になりまして非常に急激に赤字に悩んでおるということは、私も承知をいたしております。
それにつきましてこの財政をどうして立て直していくかということにつきましては、ただいま地方行政委員会の方におきまして、地方財政再建促進特別措置法というのを提案いたしまして、これがもし通過いたしますならば、炭鉱地帯特に赤字で困っておられる市町村から、財政の再建計画を出していただきて、これに対しても政府資金なり起債によって、今までの赤字を解消し、さらに今後の赤字についても考慮をいたしていくつもりでございます。
その場合に失業者の対策をいたしましては、ただいま申し上げましたように国の失業対策費がきりますと、それに対応する地方の負担分も当然増加をいたすのであります。これはそのつど毎年今後も地方財政計画の中に織り込みまして、地方債の発行その他によつて失業者を救済していくたい、かとうに考えておる次第であります。

つぶれ、市町村がつぶれていくのですから、当然これに対し何らかの政府の施策といふものがなければならぬ。地方財政の再建は、住民の税金を引き上げることによってやれ。そのために政府がある程度金を貸そ、こううことなんです。こういう地方財政再建の法案で、不況に直面しておる市町村を救っていくといふのは見当はずれです。政府の政策によつてこうう状態になつてきた市町村といふものは、再建築とは別個の法案で当然救われなければならない。私はこの合理化法によって出てくる失業者といふものは、別個の労働立法によつて救われなければならぬと思うのです。それと同じように、この炭鉱の合理化法案によつて窮乏化するところの自治体は、当然別個の法案によつて救われなければならぬと思う。今の御答弁では全く政府といふものは、さいせん私が言うようく、総合的な施策といふものを自治体にまで、あるいは労働政策にまで貫いてこそ、この法案を貫いていくならば、して、日本の国民经济の伸展に寄与することができるのです。今のよな御答弁では——おそらく今永田さんの御答弁を聞いたら、炭鉱関係の市町村長は皆腹を立てますよ。再建整備でもるなんといつても、貧乏になつているものに公募公債を発行しても、だれも銀行は金を貸してくれませんよ。石橋をどういう立合に救つていくかといふお話は出なかつたのですか。

第一類第九号(附屬の九)

○石橋国務大臣 特にその問題を討議いたしませんが、一体これをやるから市町村がつぶれるのですか。今のままでつぶれないのですか、ほうつておけば……。

○**新井登良** それでは本題へ戻る。

（不格合の事例） それが何を意味するか、それはこれをやることによって幾らかでもそういう市町村が助かるのではないのかと思うのです。しかしその上になお一つ町村が今永田次官から答えられましたように、ほかの法律によつてはどうとも処置ができないということになれば、これは別途に考えなければならぬ

と思ひますが、この法案のためにつぶされるとおっしゃられるのだとおっしゃられるなら、それは法案を実施しなければいいわけで、その炭鉱は買い上げなければいいわけですねけれども、買い上げなければならぬような炭鉱は今でも地方税は払えないとおっしゃるのです。政治家ではないと私は思うのです。政治家は少くとも自分の政策を実行していくからには、その政策によって起る副作用といふものを救っていくのが政治家なんです。そらでしょ。これを行くわないのでつぶれるなら別の政策を立てればいい。これを実行するならばますますつぶれる状態がはつきりしてくるから、ますますつぶれる状態がはつきりしてくるなら、その救う対策といふものを立てていくのが私は政治であります。

り、政治家の仕事だと思つたからだ。臣の言うのは遺説なんです。やらなくともつぶれるならば当然民主党内閣といふものはそれを救う政策を出さなければならぬでしょう。それを出すのが

政治家だと思ふ。大臣はそのどちらか一つを選べといふことでなくして、私が選ぶべきはどちらかやらなければならぬ。私はそんなど思ふ。だから大臣が選ばれてきたからには、この政策が通らなければならぬ。それでばつちかやらなければならぬのであって、少くともこの政策を民主党が掲げてきたからには、この政策から起る副作用についてはやはり政策をもつて当ることが政治だと思う。若き私たちはありますんが、そんなど思ふ。だからやらないでもつぶれるのではないかとけではありませんが、そんなど思ふ。そうでしよう。これは私は返すわけではありますんが、そんなど思ふ。だからやらなくてもつぶれるのではないかというなら、民主党は政策を出して助けをやらなければならぬ。やつてつぶされるものをやられるからには、そのつぶれるものについてどうしていくんだという政策というものは当然考えられておらなければならぬ。それを考えていないところに私は不満がある。こうしたことなんです。だからこれは考え方でやらないければならぬ。それを考えておらなければならぬ。それを考ふておらなければならぬ。それが何をやられるからには、そのつぶれるものについてどうしていくんだといふことなんです。だからこれは考え方でやらないようござりますから、今後まだ時間がありますから、一つ地方自治体をどうするかということについても、ぜひ石橋大臣は責任をもつてやっていただきたいということを要望いたして、私の質問をこれで打ち切りたいと思います。

ませんか。——それでは本連合審査会は終了いたしました。

午後四時五十分散会

昭和三十年七月二十五日發行